

狛教教公発第 000012 号
令和 5 年 4 月 11 日

狛江市立公民館運営審議会
委員長 斎藤 謙一 様

狛江市教育委員会教育部
公民館長 浅井 信治

狛江市立公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法（昭和 20 年法律第 207 号）第 29 条第 2 項の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

■諮問事項

狛江市立公民館事業評価の実施について

■諮問理由

内部評価だけでなく、第三者の視点に立った公正かつ中立的な評価基準、評価指標を用いた外部評価により、公民館事業を改善するため。